

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

概 要

本市の令和5年度決算において、健全化判断比率及び資金不足比率を算定したところ、下記のとおり、前年度と同様にすべての比率において**早期(経営)健全化基準**を下回り、「**健全段階**」となっています。

健全化判断比率の状況

(単位: %)

	本市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12. 97	20. 00
② 連結実質赤字比率	—	17. 97	30. 00
③ 実質公債費比率	9. 5	25. 0	35. 0
④ 将来負担比率	—	350. 0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示

※将来負担比率は将来負担額が充当可能財源を上回ったため「—」と表示

資金不足比率の状況

(単位: %)

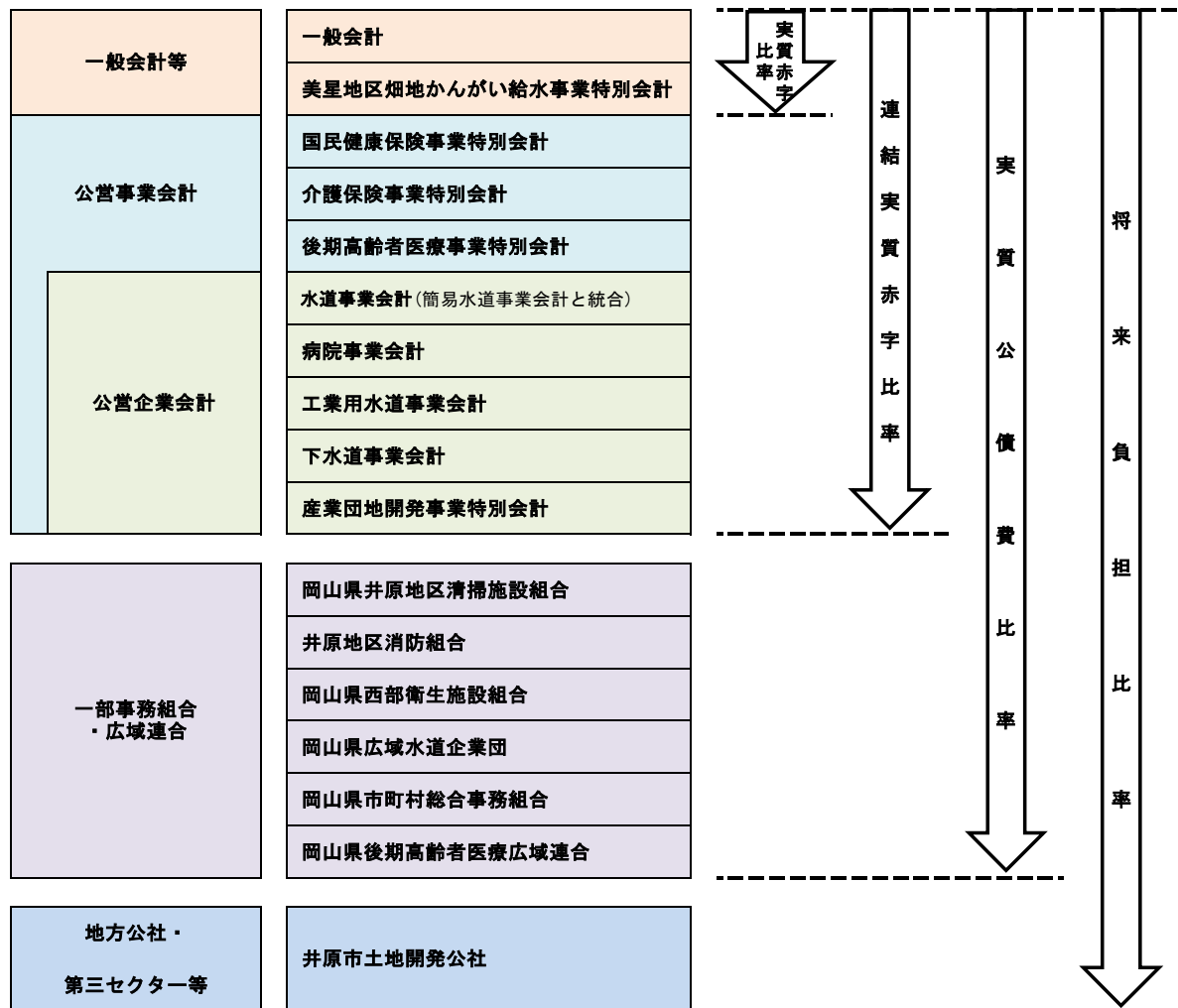
特別会計名	本市の数値	経営健全化基準
水道事業会計	—	20. 0
病院事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
産業団地開発事業特別会計	—	

※資金不足額がないため「—」と表示

用語の説明

- ① 実 質 赤 字 比 率 : 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ② 連結実質赤字比率 : 全会計を対象にした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- ③ 実質公債費比率 : 一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ④ 将 来 負 担 比 率 : 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- 資 金 不 足 比 率 : 公営企業ごとにおける資金不足額の事業規模に対する比率
 - ・ 早期健全化基準 : 健全化判断比率の①～④のうち、1つでもこの基準以上となった場合、「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定し、自治体の自主的な改善努力による財政健全化に取り組む。
 - ・ 財 政 再 生 基 準 : 健全化判断比率の①～③のうち、1つでもこの基準以上となった場合、「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定し、国の監督のもとで財政再建に取り組む。
 - ・ 経 営 健 全 化 基 準 : 公営企業ごとに算定した資金不足比率がこの基準以上となった場合、「経営健全化団体」となり、経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組む。

井原市における健全化判断比率の対象となる会計範囲



財政健全化法のイメージ

《指標の基準》

自治体財政の状況を3つの区分に分類します。

- ① 健全段階
- ② 早期健全化が必要な自治体（早期健全化団体：イエローカード）
- ③ 財政の再生が必要な自治体（財政再生団体：レッドカード）

(参考) 公営企業についても、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定める必要があります。

